

国立国語研究所共同利用推進センター研究図書室文献複写規程

令和 4年 4月 1日
国語研規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、人間文化研究機構文献複写規程（人間文化研究機構規程第81号。以下「機構規程」という。）第6条並びに国立国語研究所共同利用推進センター研究図書室利用規程（国語研規程第号）第14条第4項及び第19条第2項の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）共同利用推進センター研究図書室（以下「図書室」という。）が所蔵する文献の複写（研究所の経費で処理をするものを除く。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(複写の申込み)

第2条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書（別紙様式）を所長に提出し、その承認を得なければならない。

(貴重資料等の複写料金の特例)

第3条 貴重資料及び中央資料庫保管資料（以下「貴重資料等」という。）の複写料金については、機構規程別表の料金表によらず、下記のとおりとする。

種別	規格・単位	料金（税込）		備考
		機構内	機構外	
電子複写	A3判・1枚	35円	50円	A3判以下も同一料金

(セルフコピーの複写料金の特例)

第4条 利用者が図書室に来室し貴重資料等以外の文献を、図書室の許可を得て自ら複写する場合、複写料金は機構規程別表の料金表によらず、下記のとおりとする。

種別	規格・単位	料金（税込）	備考
電子複写	A3判・1枚	10円	A3判以下も同一料金

(カラー複写料金)

第5条 カラー複写については、1枚につき40円を料金に加算する。

(著作権に関する責任)

第6条 文献複写に関する著作権上の責任は、申込者が負うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、複写の取扱いに関し必要な事項は、国立国語研究所共同利用推

進センター運営委員会研究図書室部会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所研究図書室文献複写規程（国語研規程第48号）は廃止する。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所長 殿

下記のとおり申し込みます。

* 太枠内を記入してください

申込機関名		担当者		複写方法		<input type="checkbox"/> 電子複写 (<input type="checkbox"/> カラー) <input type="checkbox"/> マイクロフィルム・リーダープリンター					
よみがな 申込者氏名		所属・身分		支払区分		<input type="checkbox"/> 機構外 <input type="checkbox"/> 機構内(公費・私費)					
連絡先	住所(送付先)			料 金 計 算							
	メールアドレス										
	電話			種 別	数 量	単価(円)		金 額			
					機構外	機構内					
宛名入領収書			要・不要	領収書の宛名	申込者・申込機関		セルフコピー	枚	10	10	円
請求記号		誌名(書名)	巻号	複写箇所(ページ)	枚数	電子複写	枚	35	20	円	
		誌名(書名) 巻号 複写箇所(ページ) 枚数			貴重資料	枚	50	35	円		
		~			カラー料金	枚	40	40	円		
		~			マイクロフィルム リーダープリンター	枚	40	25	円		
		~			送料				円		
		~			合計				円		
		~			支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> コインコピー <input type="checkbox"/> 銀行振込(請求書発行) <input type="checkbox"/> その他					
		~			謝絶	所蔵なし 複写不可 参照不完 その他					
		~			通信欄						
申込	No.	受付	No.	仕上	料金 請求	No.	料金 徴収	No.	発送 引渡	年月日	
	年月日		年月日			年月日		年月日			年月日

ご記入いただいた個人情報は、文献複写のみに使用し、これ以外の目的に使用することはありません。

人間文化研究機構国立国語研究所

請求記号	誌名(書名)	巻号	複写箇所(ページ)	枚数
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

私は、著作権のある資料(著者の死後70年を経過していない著作物など)の複写について、以下に記載する事項を遵守します。

- ・公表された著作物は全部でなく一部分(*1)であること。
- ・定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は全部であるが、刊行後相当の期間(*2)を経たものであること。
- ・コピー部数は一人について一部のみであること。
- ・利用者の調査研究のためであること。
- ・有償・無償を問わず、再複写したり頒布したりしないこと。

*1 一部分とは半分を超えない程度

*2 相当の期間とは次号刊行まで、あるいは刊行後3か月

著作権上の問題が発生した場合は、その一切の責任は私が負います。